㈧［待合所］
取りこわし一式
構造　アルミ造
平屋建て
建築面積　約８㎡
延べ面積　約８㎡
㈨［貯蔵所］
取りこわし一式
構造　コンクリートブロック造
平屋建て
建築面積　約６㎡
延べ面積　約６㎡
㈩［バス待合所］
取りこわし一式
構造　鉄骨造
平屋建て
建築面積　約10㎡
延べ面積　約10㎡
(ヒ)［渡り廊下（１）］
取りこわし一式
構造　鉄骨造
平屋建て
建築面積　約０㎡
延べ面積　約０㎡
(フ)［渡り廊下（２）］
取りこわし一式
構造　鉄骨造
平屋建て
建築面積　約０㎡
延べ面積　約０㎡
(ヘ)［渡り廊下（３）］
取りこわし一式
構造　鉄骨造
平屋建て
建築面積　約０㎡
延べ面積　約０㎡
(ホ)［駐輪場］
取りこわし一式
構造　鉄骨造
平屋建て
建築面積　約31㎡
延べ面積　約31㎡

イ　工作物
取りこわし一式
冷却塔、受水槽(1)(2)(3)、防火水槽(1)(2)(3)(4)、オイルタンク置場、現像液槽、ＲＩ貯留槽、運動浴排水槽、中和槽、門扉、囲障、擁壁、ポンプ小屋(1)(2)(3)、深井戸(1)(2)(3)、看板・標識、設備基礎等
ウ　外構
取りこわし一式
舗装（縁石とも）、砂利敷き、屋外排水設備等整地一式
エ　造園
既存樹木の伐採伐根等
オ　設備
取りこわし一式
電気設備、機械設備、昇降機設備等
２）　解体後更地化する工事
ア　工作物
囲障新設一式
イ　外構
整地一式
敷地面積　39,859㎡

⑷　工期　契約締結日の翌日から令和５年３月24日まで
⑸　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑹　本工事において、独立行政法人労働者健康安全機構会計規程「低入札価格の調査に関する達（平成16年４月１日達第37号令和元年10月21日達第２号改正）」に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回った価格をもって契約する場合は、監理技術者とは別に同等の資格（工事経験を除く）を満たす技術者を配置すること。

２　申請の時期　令和２年12月14日（月）から令和３年１月８日（金）までの午前10時から午後５時まで（土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日を除く。））。

３　申請の方法
⑴　競争参加資格審査申請書（特定建設工事）（以下「申請書」という。）の入手方法　当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（令和２年12月14日付け独立行政法人労働者健康安全機構契約担当役）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式である。
⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、持参により提出すること。ただし、郵送（書留郵便又は宅配便）の場合は必着とする。提出場所は、〒211―0021 神奈川県川崎市中原区木月住吉町１―１　独立行政法人労働者健康安全機構事務管理棟２階　独立行政法人労働者健康安全機構　経理部　契約課　契約班　電話044―431―8634
①　特定建設工事共同企業体協定書（甲）（４⑴から４⑸の条件を満たすものに限る。）の写し。
②　４⑹から４⑻の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。）。
③　全ての構成員について、厚生労働省の建設工事に係る平成31・32年度一般競争参加資格の認定の際に提出した経営事項審査結果通知書の写し。
⑶　申請書等の作成に用いる言語
申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

４　特定ＪＶとしての資格及びその審査
⑴　特定ＪＶの構成は、次の４⑵から４⑾の条件を満たす者２又は３社の組合せとする。
⑵　全ての構成員について、厚生労働省から平成31・32年度有資格者名簿［建設工事］のうち関東・甲信越地域における建築一式工事の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、厚生労働省から一般競争参加資格の再認定を受けていること）。
⑶　全ての構成員について、厚生労働省の建設工事に係る平成31・32年度一般競争参加資格の認定の際に提出した経営事項審査結果通知書の写しに記載された建築一式工事の総合評点が次の点数以上であること（４⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際の建築一式工事の総合評点が次の点数以上であること。）。
①　特定ＪＶの代表者又は単体有資格業者の場合　1,200点
②　特定ＪＶの代表者以外の構成員の場合　1,050点
⑷　全ての構成員について、会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（４⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑸　全ての構成員について、会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（４⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑹　平成17年４月１日以降に、特定ＪＶの代表者は、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記㋐又は㋑いずれかの要件を満たす工事の施工実績を有すること。特定ＪＶの代表者以外の構成員は、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記㋒又は㋓いずれかの要件を満たす工事の施工実績を有すること。㋐から㋓いずれの場合も、建物用途は問わない。
㋐　Ａ～Ｃのすべてを満たす建築物の解体工事
Ａ．規模：一棟の建築物で、主要構造物を全て除却する部分の床面積が、10,000㎡以上
Ｂ．構造：鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造
Ｃ．内容：主要構造部を全て除却し、基礎の解体を含む建築物の解体（基礎の解体を含む）工事